

「高知県福祉サービス利用支援事業費補助金交付要綱」の 一部改正の概要

1 趣旨

「福祉サービス利用援助等事業」は平成25年5月31日までの時限要綱となっているため、時限延長の改正を行う。

また、高知県が行う補助金等の交付からの暴力団排除措置の規定を追加する。

2 概要

- ・「福祉サービス利用援助等事業」の3年間の時限延長を行う。
- ・暴力団排除の措置として、補助事業の実施に当たって、役員等が排除措置対象者に該当すると認められる場合は、契約の相手方としない等について規定したこと。

3 施行期日

平成25年4月5日（平成25年4月1日から適用する。）